明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を百五十億七千百二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月八日

掲載頁　九十五頁（号外第一四七号）

平成二十五年十月二十一日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号

バークレイズ証券株式会社

代表取締役社長　中居　英治

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七千五百万円、資本準備金の額を二億百二万四百十一円それぞれ減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月十七日

掲載頁　一〇四頁（号外第一二六号）

平成二十五年十月二十一日

東京都港区南青山五丁目九番一九号

ヴァレンティノジャパン株式会社

代表取締役　ロルフ・ロベルト・カンブリ

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年十一月六日を基準日と定め、同日午前〇時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年十一月下旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年十月二十一日

東京都中央区日本橋堀留町二丁目九番八号

株式会社オートサーバー

代表取締役　安達　正純

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十月二十一日

三重県四日市市高砂町八番二九号

高砂海運株式会社

代表取締役　梅田　次男

合併につき株券等提出公告

当社は、Ｍａｇｎｅｔｉ　Ｍａｒｅｌｌｉ　Ｊａｐａｎ株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年一月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年十月二十一日

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目一七番地五

オートモーティブライティングジャパン

株式会社　代表取締役　藤原　基

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である岡田美樹が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十五年十月二十一日

東京都中央区日本橋三丁目一一番一号

ＨＳＢＣグローバル・ファンド・サービシズ・リミテッド

日本における代表者　岡田　美樹

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である村田貴士が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十月二十一日

東京都港区六本木六丁目七番六号六本木アネックスビル

サウス・ウインド・リアルティ・ファイナンス・ケイマン・カンパニー

日本における代表者　村田　貴士

限定承認公告

本籍栃木県小山市大字寒川一〇二五番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　田嶋　清

右被相続人は平成二十五年四月十二日死亡し、その相続人は平成二十五年十月一日宇都宮家庭裁判所栃木支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十一日

栃木県宇都宮市小幡一丁目五番二三号稲葉ビル二階　稲葉勉法律事務所

相続財産管理人山田弘子

右代理人弁護士　鈴木　洋平

限定承認公告

本籍東京都葛飾区柴又五丁目四一番、最後の住所東京都葛飾区水元四丁目二〇番一五号

被相続人　亡　浅見　上

右被相続人は平成二十五年六月十二日死亡し、その相続人は平成二十五年十月四日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十一日

東京都葛飾区水元四丁目二〇番一五号

相続財産管理人　浅見美惠子

限定承認公告

本籍岐阜県加茂郡白川町黒川四五四六番地、最後の住所岐阜県加茂郡白川町黒川三四七九番地一

被相続人　亡　佐伯　政司

右被相続人は平成二十五年五月二十六日死亡し、その相続人は平成二十五年十月七日岐阜家庭裁判所御嵩支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十一日

岐阜県加茂郡白川町黒川三四七九番地一

相続財産管理人　佐伯　剛

限定承認公告

本籍高知県高岡郡中土佐町上ノ加江二四五三番地一、最後の住所神戸市北区南五葉五丁目六番二三―三〇一号

被相続人　亡　岸本　修一

右被相続人は平成二十五年五月一日死亡し、その相続人は平成二十五年十月八日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十一日

神戸市中央区江戸町九八番地一　東町・江戸町ビル五階

相続財産管理人岸本雅代

代理人弁護士　佐藤　麻子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億二千五百万円減少し金十二億九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年十一月二十二日であり、社員総会の決議は平成二十五年十月十一日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月二十三日

掲載頁　五十四頁（号外第八十七号）

平成二十五年十月二十一日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング二一Ｆ

ＡＲＣ―ＣapitaLand Two特定目的会社

取締役　石田　泉

任意清算公告

当社は平成二十五年十月九日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十月二十一日

名古屋市天白区音聞山一〇一四番地

合資会社楠屋

無限責任社員　犬飼　一広

訂正公告

平成二十五年十月十六日（号外第二二四号）掲載の解散公告（第一回）中、「平成二十五年九月三十日をもって」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年十月二十一日

京都市左京区吉田泉殿町八番地

財団法人日仏文化協会

代表清算人　加藤　邦男

正　誤

ページ	段	行	誤	正
五三	八～七	終りから第一項	第二項	

◉号外　十月二十一日付第二二七号

九六ページ●同日付政府調達第一九七号一二〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）